

富山大学理学部インターンシップ実施要項

平成 11 年 2 月 17 日制定
平成 20 年 10 月 8 日改正
平成 25 年 3 月 20 日改正
令和 2 年 3 月 5 日改正

(趣 旨)

第 1 この要項は、富山大学理学部（以下「本学部」という。）におけるインターンシップの実施に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 この要項に定めるインターンシップとは、本学部の授業の一環として学生が企業又は官公庁等（以下「企業等」という。）において、実習あるいは研修的な就業体験を行うことをいう。

(インターンシップ実施担当部会教員)

第 3 インターンシップの実施に伴う企業等との連絡調整及び学生に対する事前指導等を行うために、各学科にインターンシップ実施担当教員（以下「実施担当教員」という。）を置く。

2 実施担当教員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 本学部就職指導委員会委員から選出された、富山大学就職・キャリア支援センター会議インターンシップ支援専門会議委員 1 人

(2) 前号委員以外の就職指導委員会委員（「インターンシップ支援教員」という。）

(授業科目区分及び単位数等)

第 4 インターンシップの授業科目区分は、専門基礎科目とし、インターンシップの実施期間等により 1 単位又は 2 単位を自由（選択）科目として認定する。

(期 間)

第 5 インターンシップの実施期間は、原則として、1 週間以上とし、休業期間中に実施する。

(対象年次等)

第 6 インターンシップの実施対象年次は、全学年次とする。

(成績評価)

第 7 インターンシップの成績評価は、インターンシップを実施した企業等の評価及び学生からの報告書に基づき本学部教務委員会教育実施部会が判定する。

(報告書)

第 8 インターンシップを終了した学生は、終了後、直ちにインターンシップ報告書を提出しなければならない。

(保 険)

第 9 インターンシップを履修する学生は、学研災付帯賠償責任保険のインターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険に必ず加入するものとする。

(その他)

第 10 この要項に定めるもののほか、インターンシップの実施に関し必要な事項は、本学部就職指導委員会及び教務委員会教育実施部会において協議の上、別に定める。

附 則

この要項は、平成 11 年 2 月 17 日から実施する。

附 則

この要項は、平成 20 年 10 月 8 日から実施し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 25 年 3 月 20 日から実施する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。